

# 政府の待機児童解消緊急施策(2016.3.28)の採点表

保育園を考える親の会「安心できる保育園ふやして！2016」チーム

( )内はチームが加えた説明。評価は、-2から2までの5段階。マイナスはネガティブな影響を予測。

待機児童解消に向けて緊急に対応する施策		量への影響	質への影響	総合	説明および附帯条件
II	1 保育園等への臨時的受入れ強化の推進(自治体の上乗せ人員・面積を削る)	不可	-2	-2	最低基準を理由に現在の運営水準(質)を下げてはならないとする児童福祉施設最低基準第4条2項に違反する。条件の悪い都市部の施設では保育士の負担が増大して、逆効果。
II	2 自治体が独自に支援する保育サービスへの支援(認可外の認可化の促進、地方単独事業への補助金)	1	-2	-1	前半は、すでにある移行支援を緩和しただけ。補助金をふやすなら、使い道までチェックする必要あり。国が自治体の単独事業の運営費を補助するのは論理矛盾。地域型保育を創設した趣旨が消える。園庭のない認可がふえるので質は減点。
II	3 認可基準を満たす施設の積極認可(客観的基準を満たしていれば認可しなければならない、自治体の実績や職員の経験年数に条件をつけるのは是正を要請)	1	-1	0	自治体に阻まれた事業者からの意見と思われる。しかし現在、待機児童が多い地域では問題を起こした事業者でもどんどん認可されていることのほうが不安。子ども・子育て支援制度では、営利事業者について自治体は実績・財政的基盤・保育の専門性を確認することになってははず。
II	4 小規模保育等の卒園児の円滑移行(卒園後の受入れ施設等との調整、定員を22人まで認める)	1	0	1	小規模のよさを活かすためには、受入れ人数の緩和はあくまでも時間的策であるべき。
II	5 幼稚園の預かり保育への支援強化	1	0	1	園庭のある「3歳の壁」対策としては有効。ただし、室内でビデオを見させているような預かり保育では困るので、質を確保すること。
II	6 定員超過入園の柔軟な実施(定員超過の状態が長引くことを認める緩和)	2	-2	0	定員の最大2割までふやせるというが、保育士不足のために定員内の保育もままならない状況が広がっている。保育士の負担増、子どもの環境悪化を総合勘案すると効果ゼロ。
II	7 土曜日の共同保育の実施可能であることの明確化(土曜日保育の実施を集中化)	1	-1	0	保育士の負担軽減には有効だが、どの程度の地域でそれが可能か。低年齢児は環境や人が変わることが負担になる恐れ。
II	8 保育人材の資質向上・キャリアアップのため、研修を推進	0	1	1	研修メニューはすでにいろいろ開発されている。それよりも研修を受ける時間を確保するための人員加配のほうが重要。
II	9 保育士の業務負担軽減のためのICT化の推進	0	1	1	機器やソフトの整備を支援する必要があるのでは？
II	10 保育補助者雇い上げ支援等の推進	1	1	2	保育士の処遇改善のほうが優先されるべきだが、負担軽減策としては有効。子どものためにも人手は必要。
II	11 短時間正社員制度の推進等(保育士の短時間勤務制度の推進、自治体による常勤保育士義務づけを牽制し、短時間保育士の活用を促す)	0	-2	-2	担任の先生がパートで入れ替わり立ち替わりというのは問題。最低基準の人数について常勤保育士を配置するのは保護者からすれば当然の願い。給与の高い職種では、子育て期も常勤で継続しているので、やはり処遇の問題と考えるべき。



Ⅲ	1	施設整備費支援の拡充(借地料への支援、小学校の空き教室・公園の活用)	2	2	4	施設整備の費用を支援することで、量と質がともに上げられる。学校施設その他の公共施設を、縦割りの壁を崩して活用してほしい。
Ⅲ	2	改修費支援等の拡充(空き家・空き教室を活用した一時預かり、小規模保育等の多様な保育サービスへの改修費の支援)	2	2	4	施設整備の費用を支援することで、量と質がともに上げられる。
Ⅳ	1	保育コンシェルジュの設置促進 →「自治体調整機能強化のための支援」に変更してほしい	0	0	0	保護者が必要としているのは、自治体窓口でのていねいな聴取と調整。また、保育施設のための土地・物件の確保、連携施設の調整、保育士の退職・採用不能などの場合の人材確保など、自治体の調整機能強化のための補助金に変更してほしい(調整要員雇用のための費用を補助する)。
Ⅳ	2	緊急的な一時預かり事業等の活用	0	-2	-2	在宅子育て家庭の中には、一時預かりで切実に支えられていたり、施設の介在が子どものセーフティネットとなるケースもある。すでに待機児童家庭の利用で、在宅子育て家庭が利用しにくくなっている地域もあるのは問題。また、一時預かりでは、常時保育の子どもへの継続的かつ計画的な保育が実施できない。
Ⅳ	3	広域的な保育所利用事業の促進(隣接する自治体、遠距離の施設の送迎事業の拡大)	1	-1	0	資源の有効活用ではあるが、低年齢児はバス送迎は困難であること、子どもの生活の場を保護者が見ないことで発生する信頼関係の不全など、既存事業で問題が発生していることに注意。
Ⅳ	4	地域の中での円滑な整備促進(周辺住民の合意形成のために防音壁支援やコーディネートを促進)	1	1	2	社会全体で子どもを育むことへの合意形成は必要。ただし、防音壁は地域と園を隔絶する恐れもある。地域住民から子どもの姿が見えることが本当は必要。
Ⅴ	全	企業主導型保育事業の積極的展開(認可外の事業所内保育所に対する補助事業)	1	-1	0	待機児童が多い首都圏などは電車通勤に限られ、子連れ通勤は負担とリスクが大きいため、地元で認可に空きができると、認可に転園する人がほとんど。事業主拠出金増額分は認可の保育の整備(保育士の処遇改善)に使ってほしい。認可外の事業所内保育所に回すのは、せつかくの財源を一部の利用者のために使うことになる。基準の整備など、質の担保は必ず必要。(この事業では、保育士の代わりに子育て支援員を活用することが計画されている)。



政府案にはないが入れてほしい施策

		インパクトのある保育士の処遇改善	2	2	4	これを実施できないと保育士確保・待機児童対策は無理。
		民有地活用の促進策	2	2	4	保育所等に土地を賃貸する場合に地主を税制面で優遇。これによって園庭のある保育所をふやす。
		ワーク・ライフ・バランスの推進(残業が多い企業の負担を増額)	1	2	3	残業の多い企業は、社会のコストとなっているので、事業主拠出金負担率を上げる。長時間延長等にかかっているコストを量と質の充実に振り向ける。

